

# ダイナースクラブ ビジネス コンパニオンカード特約

## 第 1 条(会員規約の適用)

1. 本特約で特に定義されていない用語は、その他特段の定めがない限りダイナースクラブカード/TRUST CLUBカード会員規約およびダイナースクラブ ビジネスカード会員特約/ダイナースクラブ ビジネスプレミアムカード会員特約(以下「会員規約等」という)の語句の用語の意味と同様とします。
2. 本特約に定めのない事項については、会員規約等を準用するものとし、会員規約および特約上の「カード」をダイナースクラブ ビジネス コンパニオンカード(以下「ビジネス コンパニオンカード」という)と読み替えるものとします。

## 第 2 条(ビジネス コンパニオンカード)

1. ビジネス コンパニオンカードとは、会員規約等に基づき三井住友トラストクラブ株式会社(以下「当社」という)が会員に貸与するクレジットカード(以下「基本会員のカード」)に付随して、発行し、貸与する付帯カードで、ダイナースクラブ以外の国際提携組織のクレジットカードをいいます。
2. 本特約に定めるビジネス コンパニオンカードとは、ダイナースクラブ ビジネスカードおよび、ダイナースクラブ ビジネスプレミアムカードに付帯するコンパニオンカードを指すものとします。
3. ビジネス コンパニオンカードとして会員に発行するクレジットカードは、当社が定めるものとします。
4. 会員がビジネス コンパニオンカードの貸与を受けようとするときは、当社が定める方法で申し込むものとし、当社がこれを適格と認めた場合にビジネス コンパニオンカードを発行し、貸与します。

## 第 3 条(年会費)

1. ビジネス コンパニオンカードの年会費は、当社が別途定めるものとします。
2. 支払済のビジネス コンパニオンカードの年会費は、ビジネス コンパニオンカードの退会の申し出がなされた場合、基本会員のカードの退会の申し出がなされた場合、会員資格が取り消された場合、その他理由の如何を問わず原則として返還しないものとします。

## 第 4 条(暗証番号)

1. 当社は、会員からの申し出に基づきビジネス コンパニオンカードの暗証番号を登録します。
2. ただし、申し込み方法によっては、当社が所定の方法により暗証番号を登録する必要があることを会員はあらかじめ承諾します。

## 第 5 条(リワードプログラム)

1. ビジネス コンパニオンカードのカード利用代金分のポイントについては、三井住友トラストクラブ リワードプログラム利用規定が適用されます。
2. ビジネス コンパニオンカードのカード利用代金分のポイント換算率は、次の通りとします。

基本カードの種別	換算率
ダイナースクラブ ビジネスカード	カード利用代金(カード利用単位で) 200円につき1ポイント
ダイナースクラブ ビジネスプレミアムカード	カード利用代金(カード利用単位で) 100円につき1ポイント

3. ビジネス コンパニオンカードのカード利用代金分のポイントについては、基本会員のカードに加算します。
4. 三井住友トラストクラブ リワードプログラム利用規定第6条第3項にかかわらず、会員が当社から複数枚のTRUST CLUBカードを貸与されている場合、TRUST CLUBカードと、ビジネス コンパニオンカード間でのポイントの合算はできないものとします。

